

# 長野市飯綱高原自然環境保全地域に関する保全計画書

## 1. 自然環境の保全に関する基本的事項

### 保全すべき自然環境の特質

本地域の保全すべき自然環境は、飯縄山の南から南東の山麓一帯、標高 900～1100m 帯の平坦な高原地帯で、池沼や溜池が点在しており、貴重な動植物が生息している。

高原の西端にある五味池湿原周辺は、自然性の高い湿原植生を保持しており、オオミズゴケやハリミズゴケ等のミズゴケ類が一面に見られる。

登山口となっている一の鳥居周辺には、市指定天然記念物となっている「シラタマノキ群生地」がある他、フクロウ等の森林性の野鳥を観察することができる。

南麓周辺にある大谷地湿原内には木道と周回歩道が整備され、湿原植物や鳥類をはじめとした自然観察の場に適しており、オオジシギ、オオヨシキリ等の草原性鳥類の営巣地として適している。また、トンボ類では、キイトトンボ、ルリボシヤンマ等が確認されている。

東麓に位置する蓑ヶ谷一帯の池沼群は、野生動植物の貴重な生息生育地となっており、ノウサギやツキノワグマ等が生息している。また、カイツブリ、アオサギ等の水鳥のほか、ハヤブサ、ハチクマ等の猛禽類を見ることができる。

逆谷地湿原は、飯綱高原では珍しく西方方向に流水する湿原で、逆谷地の名は、この湿原の水が山麓側でなく山体側へ流れ出すことに由来している。湿原の中央部には、ミズゴケをはじめとする湿原特有の植物が生育するとともに、トンボ類が豊富に生息している。

また、地質的にもおよそ 10 万年前からの堆積したと見られる泥炭層があるなど貴重な場所となっている。

## 2. 自然環境の保全のための規制に関すること

飯綱高原の優れた自然環境を保全するため、貴重な動植物が生息する地域を含め飯綱高原一帯を自然環境保全地域に指定し、長野市自然環境保全条例第 12 条第 1 項に規定する行為について規制する。

施行規則で定める幹線道路は次のとおりとする。

### ① 県道戸隠浅川線

ア 長野市中曾根 2156 番 1 地先から長野市北郷 3745 番地 159 地先まで

イ 長野市大字上ヶ屋字麓原 2471 番 1680 地先から長野市大字上ヶ屋字麓原 2471 番 831 地先まで

②市道飯綱東山麓線

ア 長野市大字富田字飯綱山 1 番 14 地先から長野市大字富田字飯綱山 1 番 564 地先まで

イ 長野市大字上ヶ屋字麓原 2471 番 3047 地先から長野市大字上ヶ屋字麓原 2471 番 2 地先まで

③市道芋井 105 号線

ア 長野市大字上ヶ屋字麓原 2471 番 1680 地先から長野市大字上ヶ屋字麓原 1744 番地先まで

④県道栃原北郷信濃線

ア 長野市北郷 3745 番地 159 地先から長野市大字北郷 2016 番 10 地先まで

3. 自然環境の保全のための施設に関すること

管理上必要な標識や歩道を設置する。

保全地域内の幹線道路の入り口 4 箇所自然環境保全地域を明記した看板を作成する。